その他のもの	一五	
総トン数が二千トン以上のもの		
総トン数が二千トン未満のもの	一〇	
しゆんせつ船及び砂利採取船	一一	
カーフェリー	一一	
その他のもの	一四	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船		
漁船	六	
薬品そう船	八	
その他のもの	一〇	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八	
その他のもの		
鋼船		
しゆんせつ船及び砂利採取船	七	
発電船及びとう載漁船	八	
ひき船	一〇	
その他のもの	一二	
木船		
とう載漁船	四	
しゆんせつ船及び砂利採取船	五	
動力漁船及びひき船	六	
薬品そう船	七	
その他のもの	八	
その他のもの		
モーターボート及びとう載漁船	四	
その他のもの	五	

航空機	
飛行機	
主として金属製のもの	
最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
その他のもの	五
その他のもの	
ヘリコプター及びグライダー	五
その他のもの	五

車両及び運搬具

鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
電気又は蒸気機関車	一八
電車	一三
内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
貨車	
高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
薬品タンク車及び冷凍車	一二
その他のタンク車及び特殊構造車	一五
その他のもの	二〇
線路建設保守用工作車	一〇
鋼索鉄道用車両	一五
架空索道用搬器	
閉鎖式のもの	一〇
その他のもの	五
無軌条電車	八
その他のもの	二〇
特殊自動車（この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五
モータースィーパー及び除雪車	四
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	四
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
その他のもの	四
乗合自動車	五
自転車及びリヤカー	二
被けん引車その他のもの	四